

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

平成 26 年 12 月 1 日

上富良野町議会議長 西村昭教様

厚生文教常任委員長 金子益三

記

- 調査事件名
- 1 特別養護老人ホーム ラベンダーハイツの運営について
 - 2 健康寿命の延伸について

1 調査の経過

本委員会は、閉会中の継続調査事件名を「特別養護老人ホーム ラベンダーハイツの運営について」と「健康寿命の延伸について」に決定し、平成 25 年 6 回、平成 26 年 7 回、計 13 回にわたり委員会を開催し、その結果を次により報告する。

記

2 調査の結果

(1) 「特別養護老人ホーム ラベンダーハイツの運営について」

・ラベンダーハイツの現状

昭和 59 年 4 月 1 日に開設され、4 人部屋 11 室、2 人部屋 3 室の定員 50 床の多床室で運営がされている。その後、平成 4 年に定員 25 名のデイサービス事業、平成 11 年に定員 10 名の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）事業を行い、上富良野町の介護施設の拠点として地域の施設介護を担ってきた。

現在、入所者は平成 25 年 10 月 1 日現在で男性 12 名女性 38 名の合計 50 名であり、介護度 5 が 20 名、介護度 4 が 12 名、介護度 3 が 16 名、介護度 2 が 2 名で平均介護度は 4.0 である。

正職員 15 名、臨時職員 39 名の職員で運営がされ、平成 26 年には給食業務が委託となり、それに係る臨時職員は委託先の業者に再雇用されている。

・ラベンダーハイツの施設及び設備整備状況

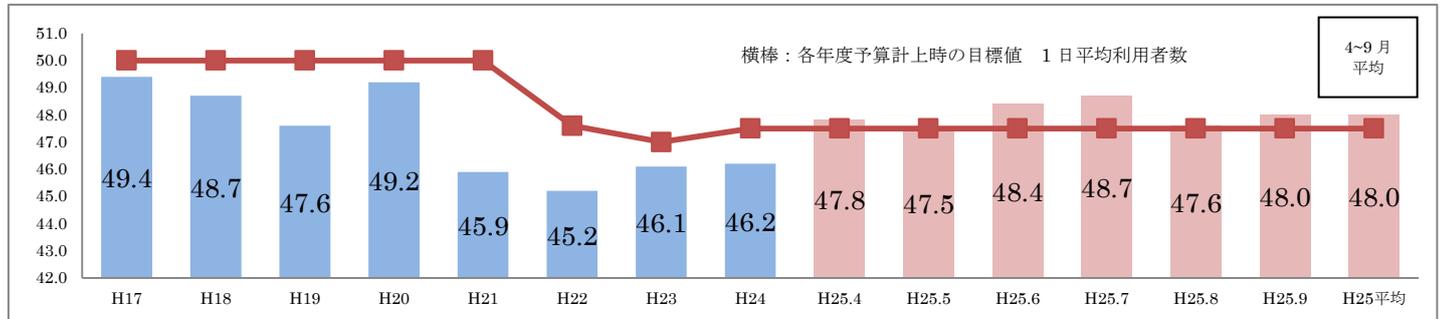
平成 7 年にボイラーの更新、平成 8 年から 9 年にかけて暖房の大規模改修、平成 10 年には一般および介護浴室の改修が行われ、その後、平成 13 年から 14 年に屋根及び外壁の改修がされている。平成 17 年に給湯暖房ボイラーと下水道設備の改修がされた後は細かい整備を行い、平成 23 年にはスプリンクラーの新設、平成 24 年、25 年にトイレの改修を行い、今後はさらに大規模な中間浴室やボイラーの改修が予定されている。

・ラベンダーハイツ介護サービス利用状況

ラベンダーハイツの近年 10 年間の介護サービス利用状況は次のとおりである。

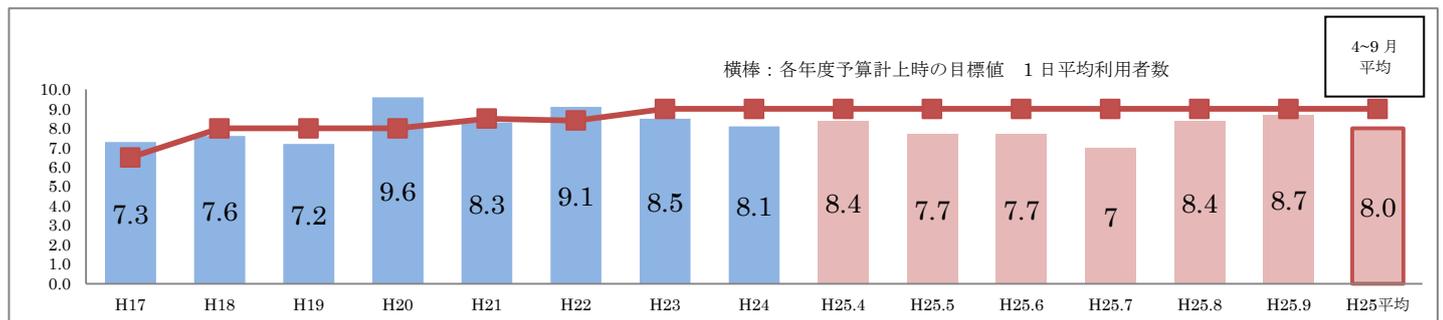
【特養】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25 平均
1 日平均	49.4	48.7	47.6	49.2	45.9	45.2	46.1	46.2	47.8	47.5	48.4	48.7	47.6	48.0	48.0
各年度目標	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	47.6	47.0	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5



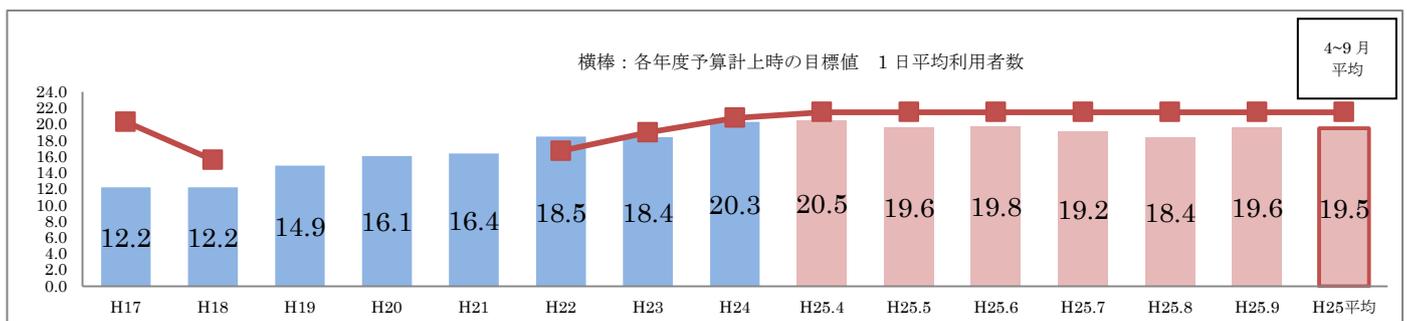
【短期】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25 平均
1 日平均	7.3	7.6	7.2	8.6	8.3	9.1	8.5	8.1	8.4	7.7	7.7	7.0	8.4	8.7	8.0
各年度目標	6.5	8.0	8.0	8.5	8.4	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0



【デイ】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25 平均
1 日平均	12.2	12.2	14.9	16.1	16.4	18.5	18.4	20.3	20.5	19.6	19.8	19.2	18.4	19.6	19.5
各年度目標	20.3	15.6				16.7	19.0	20.8	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5



・富良野圏域の介護施設「特別養護老人ホーム」の状況

自治体	名称	設立	ベッド数	形態	運営
上富良野町	ラベンダーハイツ	昭和 59 年 4 月	50 床	多床室	公設公営
中富良野町	こぶし苑	平成 17 年 12 月	30 床	多床室	公設公営
富良野市	北の峯ハイツ	昭和 54 年 1 月 平成 25 年 4 月 新築移転	120 床	個室	民設民営
南富良野町	一味園	昭和 53 年 12 月 平成 22 年 4 月 移譲	50 床	多床室	公設民営
南富良野町	ふくしあ	平成 20 年 5 月	50 床	個室	公設民営

ア 特別養護老人ホーム「ラベンダーハイツ」の課題

・介護職員、看護職員の確保について

ラベンダーハイツが行う各事業（特養・ショート・デイ）は、マンパワーに委ねることが基本であり、介護職員、看護職員の確保は安定した事業の運営には欠かせない常時の課題である。

少子高齢化や新規施設の開設などの影響に対応するため、安定した良質なサービス提供体制を維持するためには人員確保のための処遇改善など何らかの対応を図る必要がある。

・長期的展望に立った整備計画の策定について

ラベンダーハイツは昭和 59 年 4 月に開設し、今年で 30 年目を迎え、これまで各種の改修を行い施設を維持してきたが、全体的に老朽化している状況にある。

ラベンダーハイツ施設整備基金の残額も平成 25 年度末の見込みで 422 万円程度となることから、今後、施設内設備や車両などの状態を点検し、緊急性や必要性を擁するものの優先度を見極め、事業費や財源を考慮しながら長期的な展望に立った収支計画を策定し、より効率的な改修、更新を図る必要があります。

今後の多様化・高度化する利用者ニーズに対応できる個室型の部屋がなく、多床型のみの造りとなっている。

・第 6 期介護保険制度改正にかかる対応について

介護サービス収入において、現在、介護職員処遇改善加算の算定により、第 5 期の終了する平成 26 年度までは現状を維持できる見込みであるが、介護保険法改正が予定されている平成 27 年度（第 6 期の初年度）以降の財源措置については、不透明な状況である。

そのようなことから、今後、施設の経営状況の推移を見極めながら適切な運営を図っていく必要がある。

・小規模特養（50 床）の規模について

一般的に特養の経営で採算がとれる適正な規模は 100 床程度が最も効率的と言われている。しかしながら、本町の近隣の施設の状況や待機者、入隊所の状況をふまえ、現状の 50 床で運営を継続してきたところであり、採算性に大きな課題があることも否めない事実である。今後は効率的な利用者確保を図るとともに、経営改善や財源確保の観点からも、増床の調査研究を重ねる必要がある。

イ まとめ

ラベンダーハイツは建設から既に 30 年が経過し、建設当時の特別護老人ホームが求められていた時代背景と現在とでは様々な違いが生じている。

昭和 59 年にラベンダーハイツが開所された当時の社会的背景としては高齢化率 (9.92% 国勢調査) も低く、いわゆる高齢者の「収容の場」としての位置づけがされていた。その後、昭和 60 年には老人保健法が改正され、「収容の場」から「生活の場」へと老人ホームのあり方が変化し、より人権を重視した施設運営が求められてきた。

近年、特別養護老人ホームも公設公営から社会福祉法人などの民間へ移譲を行うケースが増えており、入所者のプライバシー保護やプライベート空間の確保などの面から、個室化によるユニット化が増えている。

富良野圏域でも南富良野町にある特別養護老人ホームは、平成 22 年に行政から社会福祉法人に管理運営を移譲し、個室ユニットの特養として運営がされている。また、富良野市では昭和 54 年に開設された多床室の施設も平成 25 年には郊外の北の峰地区から市街地区に完全個室ユニット型介護施設の特養として移設新設がされた。

先進地の視察先においても公設公営がされていた特養を地元の社会福祉法人が移譲を受けて、公設民営化で運営をしている例や、老朽化した施設を民間の社会福祉法人が新たに新築をして民設民営を行った例もあり、入所者にも働く従業員にも、さらには地域の介護のためにも将に「三方よし」の福祉政策がとられている地域なども非常に多くなっている。

入所者や家族のニーズの多様化や社会情勢の変化に伴い、わが町のラベンダーハイツも単純に施設の改修を行うだけでなく、医療・福祉・介護を包括する観点からも、超高齢社会の介護ニーズに対応するため、近い将来までに公設民営化、民設民営化などのあり方も検討する必要がある。

超高齢社会で増加する老人世帯や一人暮らし老人世帯、さらに老老介護などの居宅介護では支えきれない状況が想定される中で、現在、50 床のラベンダーハイツも増床を視野に入れ、さらに生活弱者でも利用でき、地域のニーズにも応えられる多床室と個室の混合型など様々な介護施設の運営が望まれる。

施設に入所した高齢者が社会的に孤立しないように「生活の場」として地域と共存・共栄する施設が求められる。

(2) 「健康寿命の延伸について」

日本は超高齢化社会に突入し、今後、上富良野町においても高齢化 (H25. 5. 1 現在 27.41%) が、急速に進むものと予想されている。

国では、平成 25 年度からの第 2 次健康日本 21 計画において「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」が重点推進事項に定められたことから、本町においても、高齢者になっても健康で自立して暮らすことができる期間をいかに長く保つかが、超高齢社会の最も重要な基本戦略の一つとして位置づけられていることから、「健康寿命の延伸」をテーマに掲げるものとする。

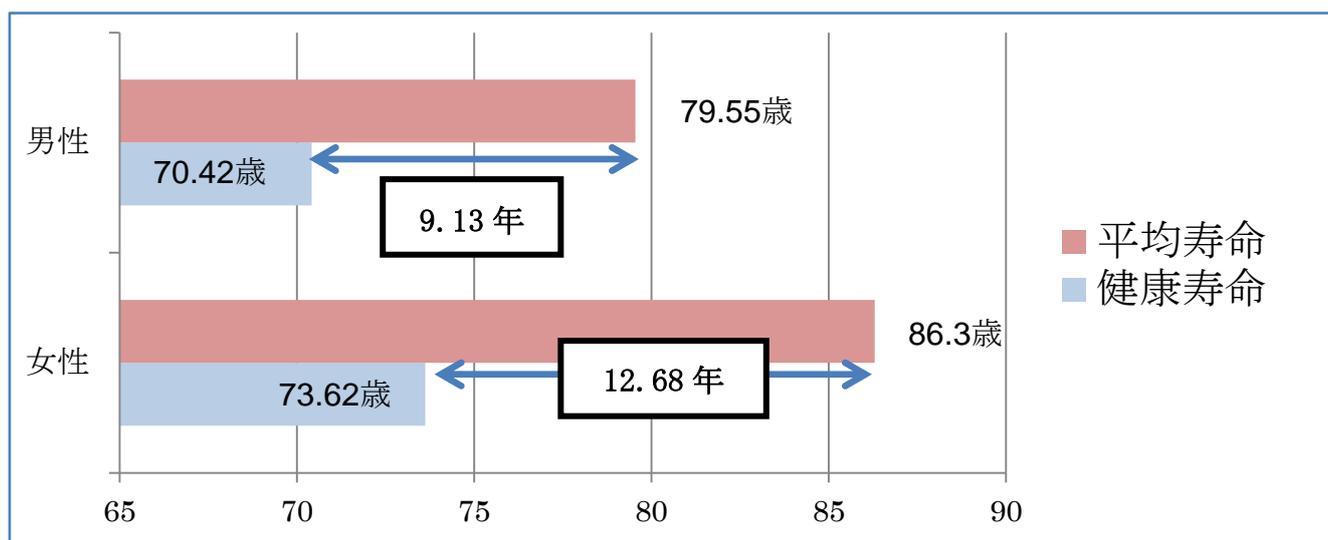
ア 上富良野町の平均寿命と健康寿命について

(ア) 上富良野町の平均寿命と健康寿命の現状

平成 22 年のわが町の平均寿命は、男性 79.55 歳、女性 86.30 歳で、健康寿命は男性 70.42 歳、女性 73.62 歳となっている。

この平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味し、こ

の差は男性 9.13 歳、女性 12.68 歳となっている。



(イ) 上富良野町の健康寿命延伸の取り組み状況

健康日本 21 計画(第二次)における「健康寿命の延伸」の位置づけにおいては急速な人口の高齢化に伴い、医療費や社会保障費の縮減を図るため生活習慣病の一次予防を重視した国民健康づくり運動を推し進めてきている。

本町においても、「健康かみふらの 21」健康増進計画で、生活習慣病の発症予防と重症化予防、社会生活に必要な機能の維持向上を最重要課題に位置づけ、健康寿命の延伸に積極的に取り組んできている。

・特定検診と特定保健指導実施率

特定健診は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、健康な生活習慣の維持に向けた特定保健指導を必要とするものを的確に把握するために行なっている。

多くの市町村では特定健診の受診率が低迷する中で、本町の特定健診の受診率は、平成 22 年度においては 73.2%で全道 1 位、特定保健指導の実施率は、81.7%で全道 6 位と高位置を収めてきていることは特筆に値する。

表 特定検診受診率・特定保健指導終了率の推移

	特定健診受診率			特定保健指導終了率		
	上富良野	北海道	全国	上富良野	北海道	全国
H20	70.4	21.0	30.9	78.5	18.1	14.1
H21	71.0	21.6	31.4	90.9	28.8	19.5
H22	73.2	22.6	32.0	81.7	28.0	20.8
H23	70.2	23.5	32.7	83.9	26.7	21.7
H24	70.3	24.0	33.7	81.8	28.7	23.2
H25	70.5			75.3		

※H25 上富良野の数値は H26. 7. 31 の速報値

(ウ) 健康づくりの推進体制

■行政の推進体制

保健福祉課が中心となり特定健診、特定保健指導、がん検診、食生活改善、歯科健診、介護予防等の事業を行っている。

国保担当部局の町民生活課においては、住民を対象とした健康づくり講演会や健康教室等を開催してきている。

また、教育委員会においては、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の協力のもとスポーツ団体の育成や体力増強の各種教室や講演会等を開催している。

■住民の健康づくり

住民会単位で定期的にフローカーリングやパークゴルフ大会や練習を行っている。

また、住民個人ではウォーキング、ジョギング、自転車、パークゴルフ、フマネット等で体力増強や維持活動が行われている。

(エ)「健康づくり推進の町」の宣言

町では、平成26年2月8日に新たな取り組みとして、健康でいきいきとした暮らしは町民共有の願いであるとともに、町づくりの基盤であるとの考えから「健康づくり推進の町」宣言を行い、さらなる健康長寿のまちをめざしている。

(オ) その他の特長的な取り組み

- ・学童・若年者健診、後期高齢者健診、無保険者健診の実施と受診促進
- ・国保加入者以外の希望者の保健指導実施
- ・がん検診受診率向上対策
- ・健康学習の実施、健康知識の普及啓発活動の推進
- ・歯周病等への歯科対策の推進

イ 今後の課題

健康寿命の延伸づくりに関する本町の取り組みは、北海道内において特定検診受診率、特定保健指導実施率が常にトップクラスにあり他市町村に先んじていることや、そのほか学童・若年者の健診など保健活動が充実していることは、行政の積極的な取り組みに他ならないことは周知のことである。

しかしながら、健康寿命の延伸は、住民個々人の「健康」に対する考え方によることが大きいことから、健康づくりに対する意識をさらに高めていくことが、最も重要なことと考えられる。

従って、次に掲げる課題を一步一步着実に推進し、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を少しでも長くしていくことが求められる。

(ア) 健康づくりの目標の明確化

「健康づくり」を推進するという漠然とした目標ではなく、数値化・数量化した目標を掲げ、その目標に向かって具体的な取り組みを進めていくことが目標達成の実現につながると思われる。

「町民の健康寿命を〇年延長」「運動大好き人口〇%に」という目標を数値化し、その目標に向かい、着実に住民と一体となって健康づくりを進めるべきである。

(イ) 喚起事業の充実

一般的に健康に関心を持っている人は約30%といわれ、一方、関心が低い方は約70%といわれている。この無関心層を減少させることが、健康長寿のまちの実現につながると考える。

自らの健康は自らつくるのが基本ではあるが、住民の“気づきとやる気”を起こさせることが必要であり、住民自身が気づき、そしてやる気を起こさせるような施策の充実が求められる。

(ウ) 健康づくり推進体制

・行政組織内の推進体制

行政組織の関係部署を網羅した推進体制をつくり、「健康づくり推進のまち」宣言にふさわしい取り組みが期待される。

・地域力を活用した推進体制の充実

町民の健康づくりに対する意識の差が大きいことや、協働のまちづくりを進める観点からも「健康」をテーマにした住民の推進体制を行政と地域が一体となって取り組む必要がある。

(エ) 「健康づくり宣言の町」を活用

健康づくり宣言のまちを宣言後、2月9日から15日までを「健康づくり推進週間」と位置付け健康づくりに各施設の無料開放等を行ったが、継続的に「健康づくり推進週間」を設定し、住民の意識向上を図るべきである。

ウ まとめ

上富良野町の健康づくりの取り組みは、他の市町村の模範となるほど充実している。特に、特定検診受診率、特定保健指導終了率は、全道市町村の中でもトップを競い合っていることは、元気で長生きをしたいという誰もの願いと、医療費や介護給付費の削減に大きく貢献していることは、大きな成果と評価するものである。

しかしながら、健康寿命の延伸は、特定検診受診率や特定保健指導率を向上させることが目的ではなく、あくまでも住民一人ひとりの健康寿命を延伸し、いきいきとした豊かな暮らしを持続することが究極の目的と考える。

そのためには、健康寿命を延ばすための施策を明確にし、ターゲットの絞り込み、地域力の積極的な活用などを進め、「健康づくりの町」宣言にふさわしい健康長寿のまちの実現のために主役である町民と行政との協働で進めていくことが強く望まれる。

月 日	内 容
平成 25 年 9 月 30 日	閉会中の継続調査事件として「特別養護老人ホーム ラベンダーハイツの運営について」と「健康寿命の延伸について」に決定。
平成 25 年 10 月 4 日	先進市町村行政調査地の選定、抽出を行った。
平成 25 年 10 月 22 日	先進市町村行政調査地の決定と調査のポイントが決定。 ・特別養護老人ホーム ラベンダーハイツの運営について ラベンダーハイツより説明を受ける。 (1) ラベンダーハイツ施設及び設備整備計画 (2) 介護保険事業計画期別の主な動き (3) 特別養護老人ホームにおける人員配置基準 (4) ラベンダーハイツ事業特別会計シミュレーション (5) その他
平成 25 年 11 月 13 日	・健康寿命の延伸について 保健福祉課より説明を受ける。
平成 25 年 11 月 24 日～ 平成 25 年 11 月 28 日	【先進市町村行政調査】 鹿児島県 さつま町、出水市（元紅葉園、現鶴寿会たかおの） 大分県 別府市別杵速見広域市町村圏事務組合（広寿苑）、豊後高田市
平成 25 年 12 月 2 日	行政調査報告書の作成方法を決定。
平成 25 年 12 月 11 日	調査事件名が「特別養護老人ホーム ラベンダーハイツの運営について」と「健康寿命の延伸について」で議決される。
平成 25 年 12 月 20 日	行政調査報告書（案）の調整。
平成 26 年 2 月 17 日	行政調査報告書（案）の調整。
平成 26 年 2 月 24 日	行政調査報告書（案）の決定。
平成 26 年 4 月 16 日	所管事務調査報告書（案）の検討。
平成 26 年 5 月 8 日	所管事務調査報告書（案）作成について、グループ割り当ての決定。
平成 26 年 6 月 4 日	・保健福祉課保健師との懇談会 (1) 健康寿命推進のための重点施策 (2) 健康寿命延伸のための課題・問題点など (3) その他 ・ラベンダーハイツ職員との懇談会 (1) 施設の課題など（多床室、個室） (2) 職員体制の課題など（正職員数と臨時職員数） (3) 管理体制の確認（日勤、宿直体制、非常時の体制） (4) 利用者や家族の要望事項 (5) 今後の望ましい施設のあり方など (6) その他
平成 26 年 11 月 14 日	所管事務調査報告書（案）の作成。
平成 26 年 11 月 20 日	所管事務調査報告書（案）の審議。
平成 26 年 12 月 1 日	所管事務調査報告書（案）の最終審議、決定。